



問4 貴事業所では、安全衛生委員会等を設置していますか。(1つだけ○)

設置している	安全委員会のみ設置している	1
	衛生委員会のみ設置している	2
	安全委員会、衛生委員会の両方を設置している	3
	安全衛生委員会を設置している	4
設置していない		5

安全衛生委員会等を設置していない場合、安全衛生に関して労働者の意見を聞く場を設けていますか。

設けている	設けていない
1	2

問5 貴事業所では、以下の安全衛生の担当者を選任していますか。該当する番号すべてに○を付けてください。(複数回答可。ただし、6を回答の場合は1～5との重複不可。)

選任している					いずれも 選任していない
安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	衛生推進者	安全推進者	
1	2	3	4	5	6

選任している場合、人数、安全衛生に係る業務量についてお答えください。(数値記入)

人数	安全衛生に係る業務量は何 人分の業務量ですか(注)	
人	安全	. 人分
	労働衛生	. 人分

注 小数点以下第1位までの概数でお答えください。また、複数人の場合は合計してください。例えば2人の場合、1人が1人分の業務量の5割、もう1人が1人分の業務量の3割であれば、0.8人分と記入してください。

問6 P3の(注)の「②義務なし」の業態に属する事業所のうち、問5で、安全推進者を選任していない(5に○を付さなかった)場合のみお答えください。

貴事業所で安全推進者を選任していない理由は何ですか。該当する番号すべてに○を付けてください。(複数回答可。ただし7を回答の場合は1～6との重複不可。)

常用労働者数10人未満で選任の必要がないため	1
労働災害が発生していないため	2
安全推進者の業務を担当できる人材がないため	3
安全推進者の選任は義務ではないため	4
安全管理者等の上位の資格者を選任しているため	5
その他	6
そもそも安全推進者とは何かを知らない	7

問7 貴事業所では、産業医を選任していますか。(1つだけ○)

選任している	選任していない
1	2

選任している場合、人数、常勤・非常勤(又は嘱託)の別についてお答えください。(数値等記入)

人数	常勤・非常勤の別(注)	
	常勤	非常勤又は嘱託
人	1	2

注 いずれか1つに○をつけてください。ただし、複数人の産業医を選任し、常勤、非常勤(嘱託)の両者である場合は、両方に○をつけてください。

問8 貴事業所の労働者の安全衛生担当(注)として、問5、問7の者以外に担当者はいますか。(1つだけ○)

いる	いない
1	2

注 労働安全や労働衛生のことをいい、食品衛生の担当者や施設利用者の安全の担当者等で労働者の安全・衛生を担当しない者は含みません。

いる場合、人数、安全衛生に係る業務量についてお答えください。(数値等記入)

人数	安全衛生に係る業務量は何 人分の業務量ですか(注)	
人	.	人分

注 小数点以下第1位までの概数でお答えください。また、複数人の場合は合計してください。例えば2人の場合、1人が1人分の業務量の5割、もう1人が1人分の業務量の3割であれば、0.8人分と記入してください。

【2ページ 問4～7の用語解説】

**安全委員会：** 労働者の危険防止のための基本的対策など事業所の安全に関する事項を調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は、事業の実施を統括管理する人若しくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦（労働組合がある場合には労働組合の推薦）によって事業者が指名した者によることとされています。小売業の一部の業種（下記注①（義務あり）参照）の常時100人以上の労働者を使用する事業所については設置義務があります。

**衛生委員会：** 労働者の健康の保持増進を図るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項を調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は、安全委員会と同様になります。常時50人以上の労働者を使用する事業所については設置義務があります。

**安全衛生委員会：** 安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいいます。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じています。

**安全管理者：** 安全管理者選任時研修修了者等一定の資格（経験）を有する者の中から、安全対策の検討や発生した災害原因の調査などの安全に係る技術的事項を管理させるため事業者から選任された人をいいます。小売業の一部の業種（下記注①（義務あり）参照）の常時50人以上の労働者を使用する事業所については選任義務があります。

**衛生管理者：** 衛生管理者の免許を有しているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する者の中から、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理させるため事業者から選任された人をいいます。常時50人以上の労働者を使用する事業所については選任義務があります。

**安全衛生推進者：** 安全衛生推進者養成講習の修了者等一定の資格（経験）を有する者の中から、安全衛生に関する技術的事項（安全管理者、衛生管理者と同様の業務）を担当させるため、事業者から選任された人をいいます。小売業の一部の業種（下記注①（義務あり）参照）の常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所については選任義務があります。

**衛生推進者：** 衛生推進者養成講習の修了者等一定の資格（経験）を有する者の中から、労働衛生に関する技術的事項（衛生管理者と同様の業務）を担当させるため、事業者から選任された人をいいます。常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所については選任義務があります。

**安全推進者：** 安全衛生推進者養成講習修了者等一定の資格（経験）を有する者の中から、職場環境や作業方法の改善、労働者の安全意識の啓発、安全教育等を担当させるため、事業者から選任された人をいいます。厚生労働省においては、常時10人以上の労働者を使用する事業所については、「安全推進者」を置くことを要請しています（通達）。

**産業医：** 労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいいます。常時50人以上の労働者を使用する事業所については選任義務があります。

（注）（1）安全委員会の設置、（2）安全管理者又は（3）安全衛生推進者の選任の義務がある業種区分（労働安全衛生法施行令第2条）を踏まえると、**問1**の各業態のうち、下記①に該当する事業所（（1）は常時100人以上、（2）は常時50人以上、（3）は常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所、（2）は常時50人以上、（3）は常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所に限る）については、おおむね設置・選任の義務があると考えられます。

①義務あり	【小売業】1 総合スーパー、2 百貨店、3 ホームセンター、4 家電・家具量販店、5 ガソリンスタンド・燃料小売、12 無店舗販売（衣・食・住にまたがる商品を扱うもの、主に家電・家具・じゅう器を扱うもの）
②義務なし	【小売業】6 食品スーパー、7 衣料品スーパー、8 ドラッグストア、9 コンビニエンスストア、10 自動車販売（整備部門あり）、11 自動車販売（整備部門なし）、13 無店舗販売（12以外）、14 その他、【社会福祉施設】（15～19すべて）、【飲食店】（20～28すべて）

Ⅲ 貴事業所の安全衛生活動について

問9 貴事業所で実施している安全衛生活動についてお答えください。(いくつでも○)

安全衛生の基本方針の策定	1
年間安全衛生計画の策定	2
労働災害発生状況の集計・分析	3
作業手順書・作業マニュアルの作成(安全衛生上の注意事項を含むもの。)	4
整理・整頓	5
危険予知活動	6
ヒヤリ・ハット活動	7
リスクアセスメント	8
安全衛生確保のための職場巡視(安全衛生パトロール)	9
機械・設備の安全性向上・自動化・省力化等のための改善	10
階段の手すりの設置、段差の解消等の設備改善	11
腰痛予防対策	12
熱中症予防対策	13
ストレスチェック等メンタルヘルス対策	14
雇入れ時等の安全衛生教育の実施	15
その他	16

その他の場合は具体的にご記入ください。

【問9の用語解説】

**危険予知活動：** 作業や職場にひそむ危険性や有害性等の危険要因を発見し解決する能力を高める手法のことを言います。一般にKYT、KY訓練、KY活動(KYK)、ツールボックスミーティング(TBM)等と呼ばれています。

**ヒヤリ・ハット活動：** 職場において、労働災害につながるような「ひやり」としたり、「はっと」したりした事例を収集して、情報共有することなどにより、災害防止(予防)に活かす活動のことを言います。

**リスクアセスメント：** 労働災害に結びつく可能性のある職場の危険・有害要因を特定し、そのリスク(危険性・有害性の程度)を見積もり、かつ、評価することによって、当該リスクが許容できる程度に低いか否かを判断し、許容できない場合には、リスクの大きいものから順にそのリスクを低減させていく手法をいいます。

Ⅳ 貴事業所において安全活動を行うに当たっての課題

問10 貴事業所はフランチャイズ加盟店(以下「FC加盟店」)ですか。

FC加盟店ではない	FC加盟店である
1	2

問11へ

7頁 問15へ

【問15、17、18の用語解説】

**スーパーバイザー(店舗巡回指導員)：** フランチャイズ本部において、本部と加盟店とのコーディネーター(連絡・調整)役として、両者の関係が円滑に保持され、チェーン・オペレーションが効果的に運営されるように、加盟店を継続的・定期的に訪問し、経営指導、助言、相談にあたる職員を言います。その名称は、スーパーバイザーのほか、カウンセラー、指導員など、フランチャイズ本部によってさまざまです。また、業種・業態により、業務の内容が異なる場合もあります。

問 1 1 貴事業所においては、店舗・施設の安全活動の取組を進めるに当たって、本社・法人本部からの支援を受けていますか。受けている場合には、どの組織レベルから受けているのかも併せてお答えください。  
(あてはまる箇所には○) (複数回答可。ただし、4を選択した場合1～3との重複不可。)

	受けている			受けていない
	本社・法人本部から	支社・支店等から		
		うち、IT/マネージャー等から		
安全衛生方針の表明や安全衛生計画の策定	1	2	3	4
全社的な労災事例、再発防止対策等の安全衛生ノウハウの水平展開	1	2	3	4
店舗・施設に対する安全な機械・設備、補助具(リフト、スライディングボード・シート等、以下同じ。)の導入の支援	1	2	3	4
店舗・施設の従業員への安全教育、補助具の活用研修の実施	1	2	3	4
安全教育教材(冊子、動画、eラーニング教材等)の作成・配布	1	2	3	4
安全面も含めた作業マニュアルの作成・配布	1	2	3	4
店舗・施設に対する安全活動(整理・整頓、危険予知活動、リスクアセスメント等、以下同じ。)の直接実施	1	2	3	4
店舗・施設に対する安全活動の指導	1	2	3	4
安全衛生の監査・点検	1	2	3	4
その他	1	2	3	4

その他の場合は具体的にご記入ください。

問 1 2 貴事業所においては、店舗・施設の安全活動の取組を進めるに当たって、どのような課題がありますか。  
(いくつでも○。ただし13を選択した場合、他との重複不可。)

店舗・施設には、安全衛生を含む人事労務管理の権限がない。	1
店長・施設長もスタッフであり、職場管理を行う管理職ではない。	2
安全活動の専門的な知識やノウハウがない。	3
安全活動の実施や補助具の活用指導を行うことができる人材がいない。	4
勤務時間中に安全活動や安全教育を実施するための人員・時間の余裕がない。	5
非正規社員が多いため、人の入れ替わりが激しく安全活動を行っても定着しない。	6
従業員の勤務時間帯・曜日がばらばらで安全活動を行いきにくい。	7
危険な作業や機械が少ないため、従業員の安全意識が低い。	8
従業員の安全より、お客様・施設利用者の安全が優先という職場風土がある。	9
本社・法人本部における安全面の指導が、店舗・施設数や従業員数の増加に追いつかない。	10
店舗・施設によって施設環境や安全活動の水準に差があり、本社・法人本部における一律的な指導では効果が上がらない。	11
本社・法人本部において、各店舗・施設の安全活動の取組状況を十分に把握できていない。	12
特に課題はない。	13
その他	14

その他の場合は具体的にご記入ください。

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。(13を選択した場合以外は次頁に続きます。)

問13 問12のような課題があるということを前提とすると、どのような安全活動を、どの組織レベルにおいて行うことが最も効果的であると思いますか。(いくつでも○。ただし15を選択した場合、他との重複不可。)

経営トップによる安全衛生方針の表明や安全衛生計画の策定	1
本社・法人本部による全社的な労災事例、再発防止対策等の安全衛生ノウハウの水平展開	2
本社・法人本部による店舗・施設に対する安全な機械・設備、補助具の導入の支援	3
本社・法人本部、エリアマネージャー等による店舗・施設の従業員への安全教育の実施	4
本社・法人本部による安全教育教材(冊子、動画、eラーニング教材等)の作成・配布	5
本社・法人本部による安全面も含めた作業マニュアルの作成・配布	6
本社・法人本部、エリアマネージャー等による店舗・施設に対する安全活動の直接実施	7
本社・法人本部、エリアマネージャー等による店舗・施設に対する安全活動の指導	8
本社・法人本部、エリアマネージャー等による安全衛生の監査・点検	9
店長・施設長による安全衛生方針の表明や安全衛生計画の策定	10
店舗・施設による安全な機械・設備、補助具の導入	11
店舗・施設による安全教育の実施	12
店舗・施設による安全面も含めた作業マニュアルの作成・配布	13
店舗・施設による安全活動の実施	14
特に効果がある取組はない。	15
その他	16

その他の場合は具体的にご記入ください。

問14 問13のような安全活動を行っていくために安全担当者を配置して実施体制の整備を行う場合に、どのような体制整備を行うと最も効果があると思いますか。(いくつでも○。ただし6を選択した場合、他との重複不可。)

店舗・施設に安全担当者を配置して安全活動を実施する。	1
本社・法人本部に全社的な安全担当者を配置して、その管理の下で店舗・施設の安全活動を直接実施する。	2
本社・法人本部に全社的な安全担当者を配置して、ノウハウの提供等の支援を受けつつ店舗・施設で安全活動を実施する。	3
エリアマネージャー等の中間管理組織にエリア単位の安全担当者を配置して、その管理の下で店舗・施設の安全活動を直接実施する。	4
エリアマネージャー等の中間管理組織にエリア単位の安全担当者を配置して、ノウハウの提供等の支援を受けつつ店舗・施設で安全活動を実施する。	5
特に効果がある実施体制の整備は思いつかない。	6
その他	7

その他の場合は具体的にご記入ください。

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

【フランチャイズ加盟店への問】

問15 貴事業所においては、安全活動の取組を進めるに当たって、フランチャイズ本部（以下「FC本部」）からの支援を受けていますか。受けている場合には、どの組織レベルから受けているのかも併せてお答えください。（あてはまる箇所を○）（複数回答可。ただし、4を選択した場合1～3との重複不可。）

	受けている			受けていない
	フランチャイズ本部運営会社の本社・FC本部から	うち、スーパーバイザー（店舗巡回指導員）から	フランチャイズ本部運営会社の支社・支店等から	
FC加盟店を含むFC全体の安全衛生方針の表明や安全衛生計画の策定	1	2	3	4
FC加盟店を含むFC全体の労災事例、再発防止対策等の安全衛生ノウハウの情報提供	1	2	3	4
FC加盟店に対する安全な機械・設備の導入	1	2	3	4
FC加盟店の従業員への安全教育の実施	1	2	3	4
FC加盟店への安全教育教材（冊子、動画、eラーニング教材等）の作成・配布	1	2	3	4
FC加盟店への安全面も含めた作業マニュアルの作成・配布	1	2	3	4
FC加盟店に対する安全活動の直接実施	1	2	3	4
FC加盟店に対する安全活動の指導	1	2	3	4
FC加盟店に対する安全衛生の監査・点検	1	2	3	4
その他	1	2	3	4

その他の場合は具体的にご記入ください。

問16 FC加盟店において、安全活動の取組を進めるに当たって、どのような課題がありますか。（いくつでも○。ただし12を選択した場合、他との重複不可。）

勤務時間中に安全活動や安全教育を実施するための人員・時間の余裕がない。	1
非正規社員が多いため、人の入れ替わりが激しく安全活動を行っても定着しない。	2
従業員の勤務時間帯・曜日がばらばらで安全活動を行いにくい。	3
危険な作業や機械が少ないため、従業員の安全意識が低い。	4
従業員の安全より、お客様・施設利用者の安全が優先という職場風土がある。	5
店舗の設備・備品、営業時間等の経営の自由度が乏しく、自主的な安全活動を行いにくい。	6
安全活動を実施するための予算が十分でない。	7
安全活動を実施するための専門的なノウハウがない。	8
FC本部における安全面の指導が、FC加盟店の店舗数や従業員数の増加に追いつかない。	9
FC加盟店の各店舗によって施設環境や安全活動の水準に差があり、FC本部における一律的な指導では効果が上がらない。	10
FC本部において、FC加盟店の各店舗の安全活動の取組状況を十分に把握できていない。	11
特に課題はない。	12
その他	13

その他の場合は具体的にご記入ください。

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。（12を選択した場合以外は次頁に続きます。）

問17 問16のような課題があるという現状を前提とすると、FC本部やFC加盟店においては、どのような安全活動を行うことが最も効果的だと思いますか。(いくつでも○。ただし15を選択した場合、他との重複不可。)

FC加盟店を含むFC全体の安全衛生方針の表明や安全衛生計画の策定	1
FC全体の労災事例、再発防止対策等の安全衛生ノウハウのFC加盟店を含めた水平展開	2
FC本部によるFC加盟店に対する安全な機械・設備の導入の支援	3
FC本部によるFC加盟店の従業員への安全教育の実施	4
FC本部による安全教育教材(冊子、動画、eラーニング教材等)の作成・配布	5
FC本部による安全面も含めた作業マニュアルの作成・配布	6
FC本部、スーパーバイザー等によるFC加盟店に対する安全活動の直接実施	7
FC本部、スーパーバイザー等によるFC加盟店に対する安全活動の指導	8
FC本部、スーパーバイザー等によるFC加盟店に対する安全衛生の監査・点検	9
FC加盟店による安全衛生方針の表明や安全衛生計画の策定	10
FC加盟店による安全な機械・設備の導入	11
FC加盟店による安全教育の実施	12
FC加盟店による安全面も含めた作業マニュアルの作成・配布	13
FC加盟店による安全活動の実施	14
特に効果がある取組はない。	15
その他	16

↓  
その他の場合は具体的にご記入ください。

問18 問17のような取組を行っていくために安全担当者を配置して実施体制の整備を行う場合に、FC本部やFC加盟店においては、どのような体制整備を行うと最も効果があると思いますか。(いくつでも○。ただし6を選択した場合、他との重複不可。)

FC加盟店に安全担当者を配置して安全活動を実施する。	1
FC本部にFC全体の安全活動の担当者を配置して、その管理の下でFC加盟店の安全活動をFC本部で直接実施する。	2
FC本部にFC全体の安全活動の担当者を配置して、ノウハウの提供等の支援を受けつつFC加盟店で安全活動を実施する。	3
スーパーバイザー等にエリア単位の安全担当者を配置して、その管理の下でFC加盟店の安全活動を直接実施する。	4
スーパーバイザー等にエリア単位の安全担当者を配置して、ノウハウの提供等の支援を受けつつFC加盟店で安全活動を実施する。	5
特に効果がある実施体制の整備は思いつかない。	6
その他	7

↓  
その他の場合は具体的にご記入ください。

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。